

一般社団法人日本補償コンサルタント協会北陸支部長 様

新潟県土木部監理課長

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等
(濃厚接触者の対応等)について (通知)

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

濃厚接触者の対応等については、令和4年5月6日付け監第404号で、本県の感染状況を踏まえて、対応を継続するようお願いしたところですが、オミクロン株の特徴を踏まえた対応等下記のとおりとすることとしましたので、ご協力をお願いいたします。

また、感染の拡大を踏まえて、重症化リスクの高い高齢者等の命と健康を守るため、下記のとおり、8月5日～8月31日まで「BA.5対策強化宣言」を発令しましたので、併せてご協力をよろしくをお願いいたします。

このことにつきましては、県のホームページ上でもご案内しております。

また、関係事業所等への周知につきましても併せてご協力をお願いいたします。

記

- 1 事業所等における濃厚接触者の特定・行動制限
 - ・濃厚接触者の特定は引き続き可能な限り実施するようお願いいたします。
 - ・行動制限は、原則5日間(6日目解除)ですが、社会機能維持者のみならず、誰もが2・3日目に検査を実施し(検査費用は各団体の負担)陰性が確認されれば、3日目から解除となります。
- 2 新潟県「BA.5対策強化宣言」(宣言のうち事業者への協力要請部分)
 - ・在宅勤務(テレワーク)等の推進
 - ・高齢者施設、学校、保育所等の感染対策の徹底
 - ・飲食店において十分な換気や、座席の感覚の確保又はパーティションの設置等
 - ・大規模な参加型イベントは、感染防止安全計画に定めるマスク着用など感染対策の徹底を参加者に周知
 - ・職場等においては、従業員等に対して医療機関の診断書や陰性証明を求めない。
(※下記ホームページ③をご参照ください。)

○県ホームページによるご案内(HPアドレス)

■「濃厚接触者の定義/感染者が確認された事業所の方へ」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/noukousessyoku-jigyousya.html>

①「濃厚接触の定義に該当する方へ」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>

②新型コロナウイルスの感染者が確認された事業者の方へのお願い」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/kigyou-taiou.html>

③新潟県「BA.5対策強化宣言」発令しました。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/#jokyo>

本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

- 国の令和4年3月16日付け事務連絡（令和4年7月22日一部改正）を踏まえ、令和4年7月22日からオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について以下のとおり対応。

	同居家族	医療機関 高齢者施設等	保育所・幼稚園 小学校等	事業所等 (中学校以上含む)
積極的疫学 調査	60歳以上の者及び 59歳以下で重症化 リスクの高い者	保健所が実施	実施しない(※)	実施しない(※)
濃厚接触者 特定	同居家族は 全員濃厚接触者	保健所が特定	引き続き、各施設や 所管市町村に対して 特定するよう要請	可能な限り、引き続き 各事業所等に対して 特定するよう要請
濃厚接触者の 行動制限	【原則】 5日間(6日目解除) 【特例】 ・社会機能維持者の みならず、誰でも、 2,3日目に検査し、 陰性確認で3日目に解除	同居家族(特例含む)と同様 【上記に加えて】 ・医療従事者のみならず、 従事者は、毎日検査 (3日間)により従事可	同居家族(特例含む)と 同様 【上記に加えて】 ・従事者は、毎日検査 (3日間)により従事可	同居家族(特例含む)と 同様
行動制限短縮 のための検査 費用負担	・自費	・行政検査	・行政検査	・自費

※ 大規模クラスター発生など保健所が認めた場合は、医療機関等と同様、積極的疫学調査に基づき行政検査をすることがある。